

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	北区及び清田区における総合案内・おくやみ窓口運営業務
発 注 課	市民文化局地域振興部区政課
選 定 事 業 者	株式会社ニチイ学館
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、区役所における市民サービスの向上を図るため、来庁者に対し庁舎全般の案内を行う「総合案内」と、故人に関する手続等を御遺族に案内する「おくやみ窓口」を運営するものであり、令和3年度の北区及び清田区の運営に当たっては、公募型企画競争を経て当該業者と契約するに至った。</p> <p>また、本業務は、市民サービスの最前線において、札幌市政及び行政手続きに係る豊富な知識並びに高度な市民対応力が求められることから、人材確保及び研修が重要となる。加えて、本業務は、令和4年7月からの全区に拡大して実施する予定であるが、北区及び清田区に関しては、繁忙期を含む4月から6月までの期間においても運営を継続しなければ、同期間における市民サービスが著しく低下することが懸念される。</p> <p>こうした中、仮に他業者に本業務を委託した場合、これを履行するための人材確保及び研修が事実上困難であり、本業務を円滑かつ確実に履行することが困難となる。したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年3月15日